

営業時間

◇月曜日から土曜日
午前9：00から午後5：30まで

◇休業日
日曜日・祝日・年末年始（12月30日
から1月3日まで）

料金

居宅介護支援、介護予防支援（ケアプランの作成、相談など）に関する料金は、全額介護保険で支払われますので利用される方の負担はありません。

ご利用いただける方

◇サービス実施地域

永福・下高井戸・浜田山・和泉・方南・堀ノ内
松ノ木・梅里・成田東・成田西・阿佐谷南
高円寺南・大宮

※ 上記以外の地域の方につきましては
ご相談となります。

◇上記の地域にお住まいの方々は、どなた
でも相談できます。

居宅介護支援・介護予防支援の利用は、要介護認定・要支援認定を受けている方に限ります。

ご案内



方南通りから大宮八幡表参道を入れてすぐ
マンションの2階です。

平成25年9月1日開設

〒168-0061
杉並区大宮 1-1-3
メゾン大宮 203号
電話：5355-1440
FAX：5355-1441

サンフレンズ 和田堀支援センター

[居宅介護支援]

[介護予防支援]

事業所番号：1371501253



ケアプランの作成・
介護の相談

fff 社会福祉法人
サンフレンズ

居宅介護支援事業所とは？

介護保険を利用する介護の必要な方とご家族のご要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況を考慮して、適切なサービスが利用できるように支援するのが居宅介護支援事業所です。

介護支援専門員の資格をもつケアマネジャーが、ご利用者とサービス事業者のパイプ役となり、サービスの調整や連絡、介護に関するさまざまなご相談に応じます。また、継続的なサービスの評価、苦情の受付などを行います。

ケアマネジャーとは？

介護保険法に定める「介護支援専門員」という資格を持っています。高齢になっても、生き生きと自分らしい生活が送れるようにご本人やご家族と相談しながら、ケアプラン（介護計画）を作成し、介護保険利用のお手伝いをします。

和田堀支援センターは特定加算Ⅱを算定しています。

「特定事業所加算」は、専門性の高い人材の確保や支援困難ケースの対応など、事業所全体として、より質の高いケアマネジメントを実施している居宅介護支援事業所に対して、一定単位数を加算されるものです。

ケアプランの作成を希望されている方は

- ① まずは、電話でご相談ください。
- ② サンフレンズ和田堀支援センターに所属するケアマネジャーが相談者宅を訪問します。
- ③ 病気の症状や、日常生活で困っていることなどについて伺います。
- ④ 今後の生活についての希望、サービス利用の要望を伺います。
- ⑤ ご本人やご家族と相談しながらケアプランの作成（利用するサービスの種類、サービス事業者の決定、料金の説明等）をいたします。

利用してから

- ① 訪問や電話でサービスを利用してみて、生活がどう変わったか、ケアプランの変更が必要ないか確認します。
- ② 利用するサービス事業者と連絡調整を行い、適切にサービスの提供がされるようにします。
- ③ ケアプランの内容は、必要なときはいつでも変更できます。
- ④ 要介護認定の更新が必要なときや、体調が大きく変わり要介護認定の変更が必要なときは変更申請のお手伝いもしています。

介護予防支援

地域包括支援センター（ケア24）からの委託により、介護予防の方のケアプラン作成等も行います。